

東京労働局発表
令和4年6月30日

担当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 瀬戸 邦央
統括特別司法監督官 佐々木 佐知子
電話：03 (3512) 1612

令和3年度の東京労働局管内における送検状況について

- 労働安全衛生法違反の送検が増加 -

東京労働局（局長 辻田 博）は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和3年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、81件（前年度に比べ11件増加）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が36件となっているなど、労働安全衛生法違反の事案が増加（前年度に比べ9件増加）しています。

また、労働基準法・最低賃金法においては、賃金・退職金不払に関する違反及び労働時間に関する違反等がみられました。

なお、業種別でみると、建設業(17件)が最も多く、次いで清掃・と畜業(15件)となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反・・・36件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは36件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が14件、労働時間・休日に関する違反が5件、割増賃金不払に関する違反が3件でした。

(2) 労働安全衛生法違反・・・45件

労働安全衛生法違反により送検したのは45件で、主な送検事項は、高所からの墜落・転落や機械等への接触等に係る危険防止措置に関する違反が36件(前年度に比べ17件増加)のほか、労災かくしが2件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、②同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。